

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 13 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の公布による。

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の <u>いずれか</u> に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を自己の属する任命権者に届け出なければならない。 (1)及び(2)略..... 2略..... 3 扶養手当は、次の各号の <u>いずれか</u> に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。 (1)～(5)略..... 4及び5略..... (住居手当) 第9条の3 住居手当は、次の各号の <u>いずれか</u> に該当する職員に支給する。 (1)及び(2)略..... 2～4略..... (期末手当) 第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の5までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の17日（当該日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、それらの日の前日。第24条の3から第24条の5までにおいてこれらの日を「支給日」という。） | 第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の <u>二</u> に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を自己の属する任命権者に届け出なければならない。 (1)及び(2)略..... 2略..... 3 扶養手当は、次の各号の <u>二</u> に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。 (1)～(5)略..... 4及び5略..... (住居手当) 第9条の3 住居手当は、次の各号の <u>二</u> に該当する職員に支給する。 (1)及び(2)略..... 2～4略..... (期末手当) 第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の2の4までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の17日（当該日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、それらの日の前日。第24条の2の2から第24条の2の4までにおいてこれらの日を「支給 |

に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2略.....

3 期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4～7略.....

（勤勉手当）

第24条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の17日（当該日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、それらの日の前日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が市長の定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を超えてはならない。

(1) 前項に規定する職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項にお

日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2略.....

3 期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4～7略.....

（勤勉手当）

第24条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の17日（当該日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、それらの日の前日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が市長の定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を超えてはならない。

(1) 前項に規定する職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職

いて同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の100（行(1) 4級職員にあっては100分の120、行(1) 5級職員にあっては100分の130）を乗じて得た額の総額

- (2)略.....
- 3～6略.....

（期末手当の不支給）

第24条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、第24条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1)略.....
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

- (3)略.....
- (4) 第24条の5第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの

（不支給特例）

第24条の4 退職手当管理機関（立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号。以下「退職手当条例」という。）第14条第2号に定める退職手当管理機関をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第24条第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給しないこととする処分を行うこ

し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の100（行(1) 4級職員にあっては100分の120、行(1) 5級職員にあっては100分の130）を乗じて得た額の総額

- (2)略.....
- 3～6略.....

（期末手当の不支給）

第24条の2の2 次の各号の一に該当する者には、第24条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1)略.....
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

- (3)略.....
- (4) 第24条の2の4第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの

（不支給特例）

第24条の2の3 退職手当管理機関（立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号。以下「退職手当条例」という。）第14条第2号に定める退職手当管理機関をいう。以下同じ。）は、次の各号の一に該当する場合においては、第24条第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給しないこととする処分を行うこ

とができる。

(1)及び(2)略.....

2及び3略.....

(期末手当の一時差止め)

第24条の5 退職手当管理機関は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職又は死亡したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)～(3)略.....

2略.....

3 退職手当管理機関は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき、又は第5号に該当する場合において、これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)～(5)略.....

4～6略.....

(退職手当審査会による調査審議)

第24条の6 退職手当審査会（退職手当条例第21条第1項に規定する退職手当審査会をいう。以下この条において同じ。）は、退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する支給制限処分について調査審議する。

2 退職手当管理機関は、第24条の4第1項の規定による処分（以下こ

とができる。

(1)及び(2)略.....

2及び3略.....

(期末手当の一時差止め)

第24条の2の4 退職手当管理機関は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職又は死亡したものが次の各号の一に該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)～(3)略.....

2略.....

3 退職手当管理機関は、一時差止処分について、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき、又は第5号に該当する場合において、これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)～(5)略.....

4～6略.....

(退職手当審査会による調査審議)

第24条の2の5 退職手当審査会（退職手当条例第21条第1項に規定する退職手当審査会をいう。以下この条において同じ。）は、退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する支給制限処分について調査審議する。

2 退職手当管理機関は、第24条の2の3第1項の規定による処分（以

の条において「支給制限処分」という。)を行おうとするときは、退職手当審査会に諮詢しなければならない。

3 退職手当審査会は、第24条の4第1項第2号の定めによる処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4~6略.....

(勤勉手当の不支給及び一時差止め)

第24条の7 第24条の3から前条までの規定は、第24条の2の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条の3及び第24条の4第1項中「第24条第1項」とあるのは「第24条の2第1項」と、「支給日」とあるのは「支給日（第24条の2第1項に規定する支給日をいう。以下この条から第24条の5までにおいて同じ。）」と読み替えるものとする。

下この条において「支給制限処分」という。)を行おうとするときは、退職手当審査会に諮詢しなければならない。

3 退職手当審査会は、第24条の2の3第1項第2号の定めによる処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4~6略.....

(勤勉手当の不支給及び一時差止め)

第24条の2の6 第24条の2の2から前条までの規定は、第24条の2の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条の2の2及び第24条の2の3第1項中「第24条第1項」とあるのは「第24条の2第1項」と、「支給日」とあるのは「支給日（第24条の2第1項に規定する支給日をいう。以下この条から第24条の2の4までにおいて同じ。）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。